

必要な保障とは

(リスクと保障)

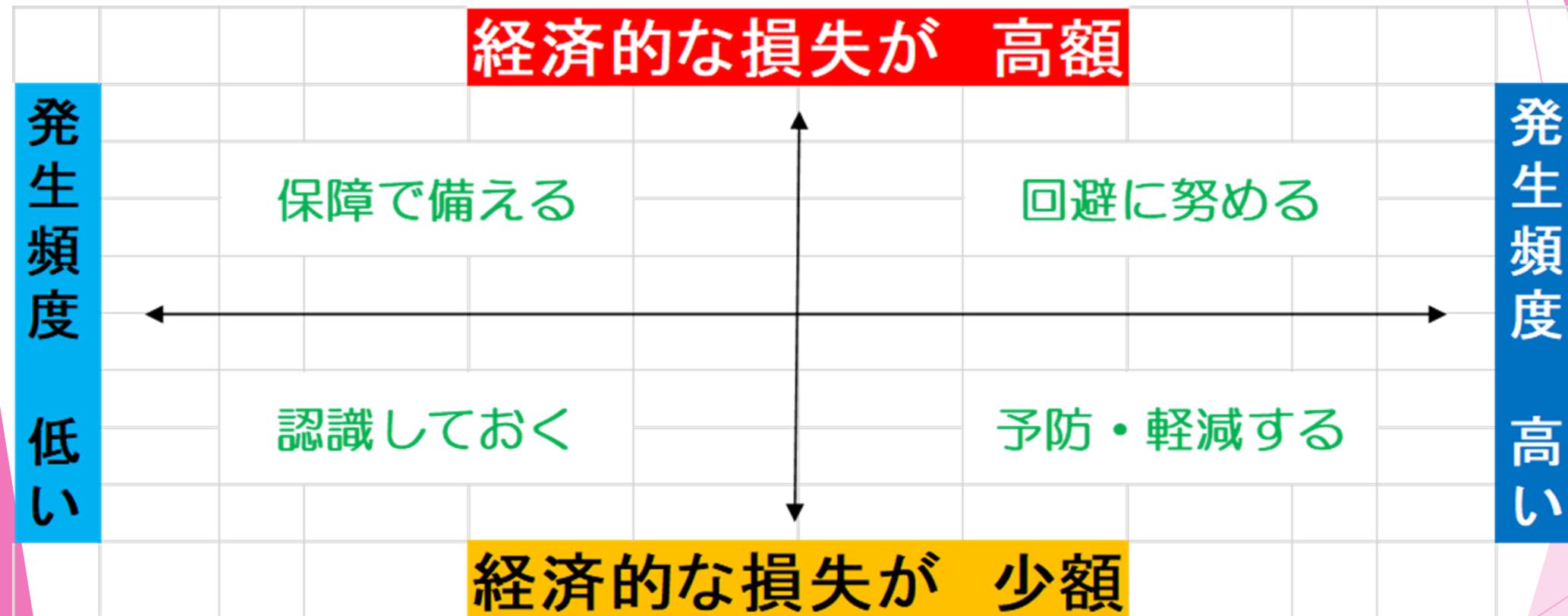


起こる可能性のあるリスクの例

- ▶ 自身の病気やケガ
- ▶ 住居の火災・地震・風水害
- ▶ 家具や電気器具・設備などの故障
- ▶ 盗難・強盗などの犯罪による被害
- ▶ 自動車事故(被害者・加害者)
- ▶ 自転車事故(被害者・加害者)
- ▶ 他人に損害を与えてしまうことなど
- ▶ SNSでのトラブル
- ▶ ネット通販など、インターネット上でのトラブル
- ▶ ストーカーや、ハラスメントに対するもの



リスクマップ



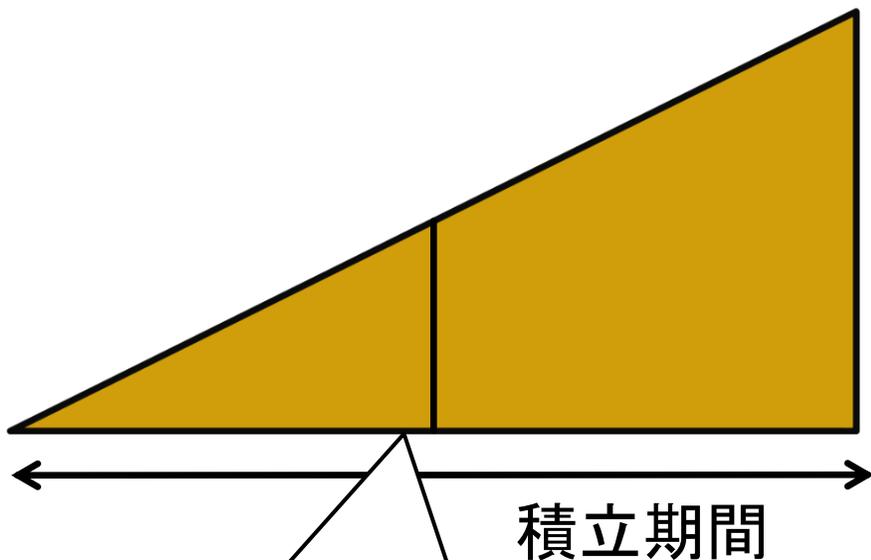
リスクへの対処方法

- ▶ 発生機会を減らす
⇒ 規則正しい生活で健康を維持する。
ルールを守って危険を回避する。
- ▶ 損害額を減らす
⇒ 家具の転倒防止などの処置をする。
- ▶ 経済的な補填として「保険や共済」がある。



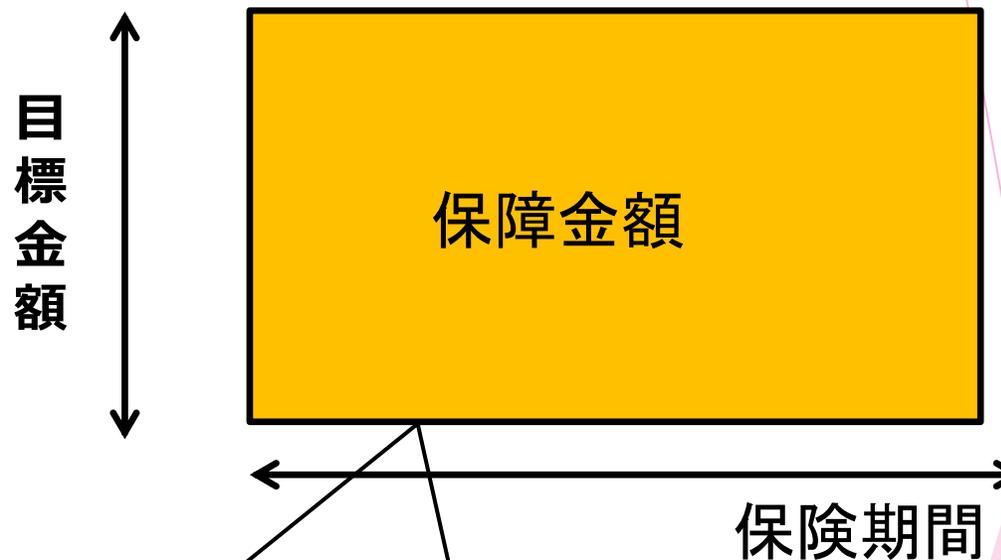
貯蓄は三角、保険は四角

■貯蓄



- ここで何かあると保障額に達しない
- 積み立てた貯蓄は何にでも使える

■保険



- いつ何があっても期間中であれば保障額を確保できる
- 保険期間が終われば掛捨てになることも

人に関する保障の3つの目的

①死亡保障……生計維持者の死亡に備える

②医療保障……病気やケガに備える

③老後保障……リタイア後の生活に備える

⇒皆さんには、もっと先の話になるので、今回は触れません。

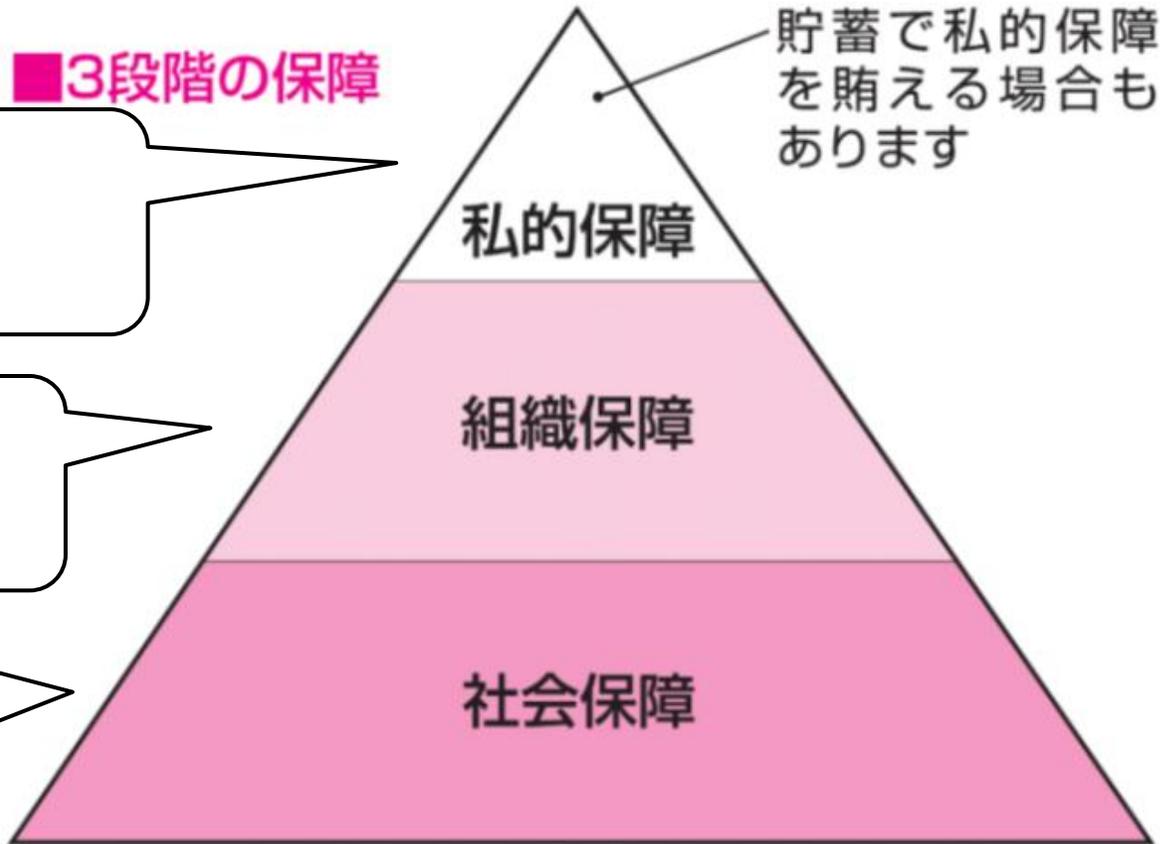
保障のベースは「社会保障」

■3段階の保障

③足りない部分は
「私的保障」

②勤務先や地域の
「組織保障」

①公的保障などの
「社会保障」



保険の基本的なしくみ

保険は、主契約と特約の組み合わせ

基本となる契約である
主契約

+

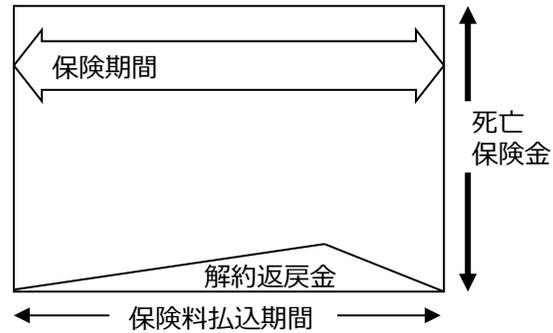
必要に応じて付加する
特約

※通常、主契約のみの契約は出来るが、特約のみの契約はできない。
主契約が終わると特約も終わるのが一般的。

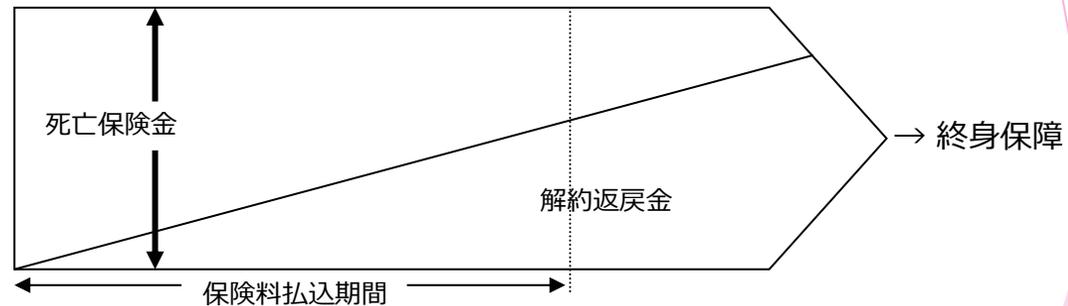
生命保険の主な主契約の種類

主な主契約

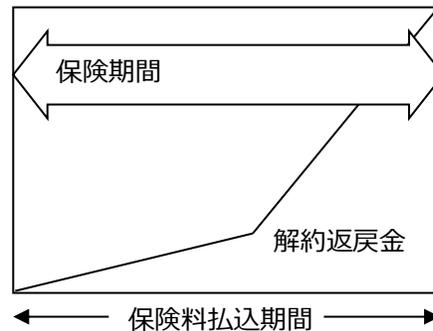
① 定期保険



② 終身保険 有期払込の例



③ 養老保険



生命保険の主な特約の種類

特約の種類	特約名
死亡関係の特約	定期保険特約 収入保障特約・生活保障特約(年金払い)
疾病関係の特約	疾病入院特約 成人病特約 女性医療特約 長期入院特約 通院特約
災害関係の特約	傷害特約 災害入院特約
その他の特約	リビング・ニーズ特約 特定疾病保障特約 先進医療特約

必要な生命保障額はいくら？

$$\text{支出} - \text{収入} = \text{必要保障額}$$

生計者死亡後の支出

- ① 生活費
- ② 住居費
- ③ 住居関連費
- ④ 教育費
- ⑤ 子どもの結婚資金
- ⑥ 死亡整理費用
- ⑦ その他の出費

生計者死亡後の収入 + 現在の貯蓄

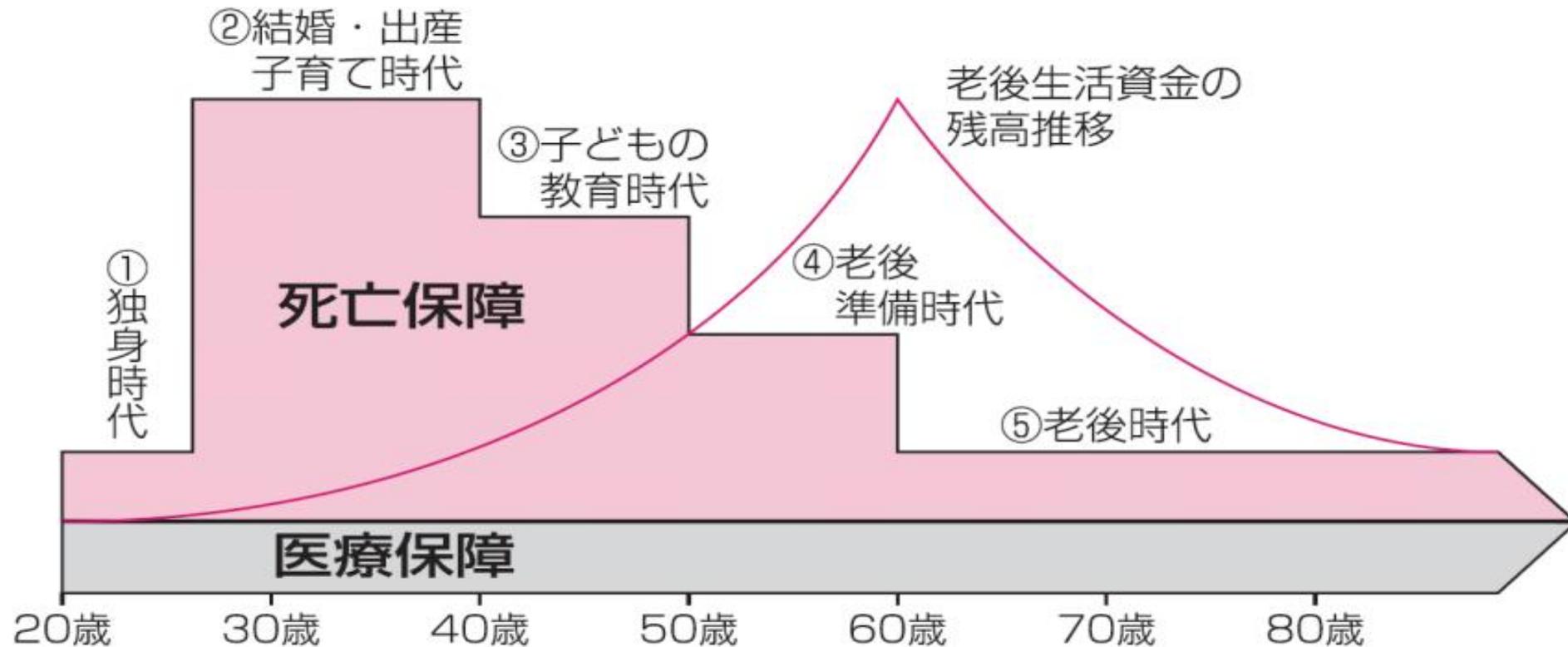
- ① 公的保障 遺族年金等
- ② 妻の収入
- ③ 死亡退職金
- ④ 現在の貯蓄 その他

$$\text{必要保障額} = \text{死亡保険金}$$

ライフステージと保障の考え方

ライフステージと保障額の関係

遺族保障を中心として考えた死亡保障額は、ライフステージとともに大きく変化します。わが家のライフステージの変化を見ながら、それぞれの時代に合った保障を選択しましょう。



医療保険制度における自己負担額

基本3割負担ですが、全額自己負担のものも...

1

一部自己負担	公的医療保険対象の医療費	公的医療保険対象の医療費が100万円の場合	
		自己負担	医療費の3割(30万円)*
		公的医療保険負担	医療費の7割(70万円)



2

全額自己負担	公的医療保険対象外	入院時の食事代	1食につき 460円*1
		差額ベッド代	1日平均 6,354円*2
		先進医療にかかる技術料など、公的医療保険適用外の治療や薬代等	
	その他雑費	日用品、家族の見舞交通費等	1日平均(予想額) 8,250円*3

※医療費の負担割合は年齢や収入によって異なる(下記参照)。

*1 入院時の食事代は所得区分「一般」の標準負担額

*2 厚生労働省「主な選定療養にかかる報告状況」(令和元年7月1日現在)

*3 エフピー教育出版「サラリーマン世帯生活意識調査」(平成30年)

自己負担額が高額になってしまったら・・・



高額療養費制度

病気で入院したり治療が長引いたりして、医療費の自己負担額が高額となった場合に、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分について払い戻す制度

■医療費の自己負担限度額 (70歳未満)

区分	自己負担上限額(1ヶ月)	多数回該当の場合*2
年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収約770～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収約370～約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
～年収約370万円	57,600円	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

傷病手当金

- ① 病気やけがで療養中（自宅療養も含む）であり、労務不能
- ② 会社を連続して3日休んでいる
- ③ 給料の支払いがない、または給料が減額された

①から③を満たし4日以上休んだとき、4日目から
標準報酬月額 ÷ 30 × 2/3 が支給されます。

有給休暇

有給休暇の発生には2つ要件と時効があり、付与日数は法律で決まっています。

- 1. 雇入れの日から6ヵ月継続勤務
- 2. 全労働日の8割以上出勤

年次有給休暇は発生の日から2年で時効により消滅します。

<通常の労働者>

継続勤務年数（年）	0.5	1.5	2.5	3.5	...
付与日数（日）	10	11	12	14	...

（週所定労働日数が4日以下、かつ週所定労働時間が30時間未満の場合は別の付与日数）

医療保障の考え方をまとめると

① 公的保障を使う

高額療養費制度があるので、医療費の自己負担額は、それほど多くない(日額5千円～1万円くらい)

② 傷病手当金(会社員、公務員等)や貯蓄で補う

③ フリーターなど職種によっては、所得が減ることにも備えが必要

④ 足りないときの為に、保険の加入を検討

物に関する代表的な保障(損害保険)

①火災保険…………… 住宅や家財に対する補償

⇒火災が原因とする場合だけではありません。

風水害・外部からの衝突・落雷なども

⇒地震保険を付帯することもできる。

(地震保険単独では契約できない)



⇒賃貸住宅の場合、家財の補償・借家人賠償責任補償も

②自動車保険

…… 自賠責保険(強制保険)と任意保険

⇒自賠責保険(強制保険)は相手方への補償

⇒任意保険は、相手への賠償だけでなく、自分の体・車に関する補償。
同乗者に対する補償も可能。

⇒任意保険は、無事故が続くと保険料が下がる。



③個人賠償責任保険

他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えたりした場合の法律上の損害賠償責任を補償する保険

⇒1つの契約で保障の対象になる範囲が広い。

⇒借用物に対する損害については、対象にならないケースも

⇒近年の自転車事故では、1億円の支払い事例も

※クレジットカード等に自動付帯されているケースもありますが、必ず保障内容を確認してください。

結論

保険（保障商品）に加入する際の注意点

- ▶ 保険に加入する目的を明確にする
- ▶ 他人任せにしない
- ▶ 保障内容と保険料の両方を見て比較検討する
- ▶ 必要保障額以上の契約はしない
- ▶ ライフステージが変われば必ず見直しを
- ▶ 保障の空白期間をつくらない